

平成27年度 行政評価 施策カルテ

施策名	1 健康づくりの推進
-----	------------

施策主管課	健康増進課	総合計画記載頁	85ページ
-------	-------	---------	-------

1 施策の位置付け

政策の柱	I 市民の安全で健康な笑顔あふれる暮らしを支えるために	政策名 (基本施策名)	1 保健・医療サービスの質を高める	政策の達成目標 (基本施策目標)	市民が、自らの健康づくりに積極的に取り組み、充実した保健・医療サービスの提供を適切に受けています。
------	-----------------------------	----------------	-------------------	---------------------	---

2 施策の取組状況

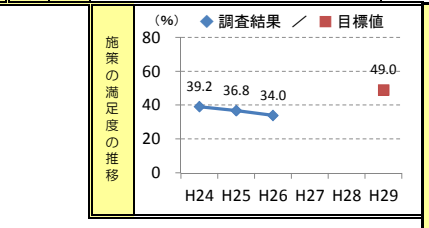
施策目標	地域社会全体で支え合いながら、市民が主体的に健康づくりに取り組んでいます。
------	---------------------------------------

指標名(単位)			H24	H25	H26	H27	H28	H29 (目標年)	評価
	健康寿命(自立して健康に生活できる期間)(歳)	単年度目標値	—	平均寿命の増加を上回る健康寿命の増加	平均寿命の増加を上回る健康寿命の増加	平均寿命の増加を上回る健康寿命の増加	平均寿命の増加を上回る健康寿命の増加	平均寿命の増加を上回る健康寿命の増加	平均寿命の増加を上回る健康寿命の増加
指標1	現状値	男性:78.47歳 女性:83.16歳	実績値	—	—	—	—	—	—
	目標値(H29)	平均寿命の増加を上回る健康寿命の増加	単年度の達成度	—	—	—	—	—	—
主観的健康感(健康で充実した毎日を過ごしていると思う成人の割合)(%)	単年度目標値	69.7%	70.4%	71.7%	72.7%	73.7%	74.7%	—	B
指標2	現状値	69.7%	実績値	69.7%	60.7%	57.7%	—	—	—
	目標値(H29)	74.7%	単年度の達成度	100.0%	86.2%	80.5%	—	—	—
地域での健康づくり活動参加者数	単年度目標値	—	28,320人	28,840人	29,350人	29,880人	30,400人	—	A
指標3	現状値	27,991人	実績値	31,613人	33,851人	35,874人	—	—	—
	目標値(H29)	30,400人	単年度の達成度	—	119.5%	124.4%	—	—	—

指標名(単位)			H24 (現状値)	H25	H26	H27	H28	H29	評価
	施策の満足度(%)	調査結果	39.2%	36.8%	34.0%	—	—	—	—
	目標値(H29)	49.0%	前年度からの増減	-2.4%	-2.8%	—	—	—	—
③ 主要な構成事業の進捗状況 (主要な構成事業の個別の進捗状況は、「3 施策を構成する事業の状況」を参照)									B
脳血管疾患死亡率(‰)	中核市平均	100.0	96.5	93.5	—	—	—	—	—
	実績値	107.4	103.8	104.6	—	—	—	—	—
悪性新生物死亡率(‰)	中核市での本市の順位	31位/41市中	28位/41市中	33位/42市中	—	—	—	—	—
	実績値	303.3	285.8	283.7	—	—	—	—	—

※『①施策指標』の単年度の達成度の計算について

★ 通増型の指標(目標値が基準値より増加することが望ましいもの)	$\frac{\text{実績値}}{\text{目標値}} \times 100 (\%)$
★ 通減型の指標(目標値が基準値より減少することが望ましいもの)	$\frac{\text{目標値}}{\text{実績値}} \times 100 (\%)$



① 施策指標	A: 達成度90%超 [33点]	B: 達成度70%~90% [25点]	C: 達成度70%未満 [15点]
② 市民意識調査結果(満足度)	A: 前年度より向上 (+5pt超) [33点]	B: 前年度同水準 (±5pt以内) [25点]	C: 前年度より低下 (-5pt超) [15点]
③ 主要な構成事業の進捗状況	A: 計画以上 (主要な構成事業の2割超が計画以上) [33点]	B: 計画どおり (主要な構成事業の8割超が計画どおり) [25点]	C: 計画より遅れ (主要な構成事業の2割超が計画より遅れ) [15点]
総合評価	順調: (A評価が2つ以上 (C評価がある場合を除く。)) [90点以上]	概ね順調: (主にB評価が2つ以上) [65点以上90点未満]	やや遅れている: (C評価が2つ以上) [65点未満]

取組内容と成果・成果の要因、進捗の状況	
---------------------	--

施策を取り巻く環境等	<ul style="list-style-type: none"> ライフスタイルの変化に伴う疾病構造の変化等により生活習慣病や慢性疾患が増加している。 超高齢社会を迎え、地域社会全体で支え合い、健康づくりに取り組む環境を整備する必要がある。 国や県においては、健康増進法に基づく計画等において健康づくりを総合的に推進しており、社会全体で健康寿命の延伸を掲げている。
施策指標	<ul style="list-style-type: none"> 主観的健康感については、目標値に達していないものの5割を上回っており、地域での健康づくり活動参加者数についても、地域の健康づくり推進員等がウォーキングやストレッチなどの健康づくり活動を積極的かつ継続的に実施してきたことにより、地域に組織活動が定着し、高齢者を中心とした参加者数が増えている。

市民満足度	<ul style="list-style-type: none"> 食生活改善に向けたヘルシーメニューの普及啓発など食育の実践の推進や、ウォーキングマップ等を活用した日常生活における運動の推進、生活習慣病に関する健康教育などに取り組むとともに、疾病の早期発見、早期治療に向け、健診PR応援事業による受診促進に向けた啓発や、特定健康診査や各種がん検診などの受診勧奨の強化に取り組むことにより、前年度同水準を維持することができた。
総合評価	79点 概ね順調

3 施策を構成する事業の状況

※凡例 ○:「総合計画の戦略プロジェクト・主要事業」対象、★:「③ 主要な構成事業の進捗状況」対象(最大5事業選択)

No.	事業名	戦略P・ 主要事業 ※	事業が属する総合計画の 構成事業名	事業内容		事業の 進捗状況	H26 事業費 (千円)	開始年度	日本一 施策 事業	施策目標を達成するための取組方針
				対象者・物(誰・何に)	取組(何を)					
1	食育の推進	○★	・食育の実践の推進	市民	・各種講座、イベント ・ヘルシーメニューの開発・普及 ・宮っこ食育応援団事業等を通じた食育の実践の普及啓発等	計画どおり	448	H18		引き続き、出前講座やヘルシーメニューの試食提供などを通して、市民が食育を体験できる機会を確保し、家庭での食育の実践に結び付けていけるよう、普及啓発に取り組んでいくこととし、平成26年度に実施した第2次食育推進計画の中間評価を踏まえ、事業所等との連携による若手・青年期のメタボリックシンドローム予防の取組や、高校・大学との連携による高校生等の若い世代の食育の関心度向上の取組を強化する。また、子どもの頃からの継続した食育実践を支援するため、母子保健事業との連携による意識啓発を図る。
2	栄養改善事業		・食育の実践の推進	市民	・病態別栄養相談 ・栄養相談 ・給食施設指導(栄養管理個別指導)	計画どおり	275	H2		引き続き、生活習慣病等慢性疾患や難病等の病状に応じた、病状改善及び重症化予防の栄養相談のほか、健康の保持増進のための栄養相談を実施していく。 特定給食施設等における栄養管理の徹底を図るため、定期的な巡回指導を実施し、栄養管理の実施について必要な指導及び助言を行っていく。
3	うつつのみや食育フェア実行委員会交付金		・食育の実践の推進	・宇都宮食育フェア実行委員会(事業者、団体等) ・市民	うつつのみや食育フェアの開催	計画どおり	7,076	H18		第2次食育推進計画の中間評価で抽出された課題「若手・青年期のメタボリックシンドローム予防」「若い世代の食育の関心度向上」「子どもの頃からよく噛んで食べる習慣の定着」などの課題を踏まえながら、引き続き、多様な取組団体と連携した体験型の催事の充実を図る。
4	健康づくり実践活動支援	★	・地域の健康づくり実践活動の推進	健康づくり推進員	・保健師による実践活動支援 ・健康づくり推進員による実践活動	計画どおり	1,160	H13 H15		健康づくり推進組織が地域で主体的に活動できるよう、引き続き、各地域拠点と連携を図りながら、ウォーキングマップや健康遊具の活用、新たに作成する運動メニューの普及などを通して健康づくり活動支援を行う。
5	地域・職域における健康づくり推進事業	○	・地域の健康づくり実践活動の推進	市民	・健康づくり推進員・食生活改善推進員による健康づくり活動への参加促進 ・地域・職域連携推進協議会	計画どおり	467	H20		健康づくり推進組織の活性化を図るため、引き続き、健康づくり養成講座を開催するとともに、修了者へのフォローアップを行い、新しい推進員の組織の定着化を図る。 また、地域・職域連携推進協議会を通して、事業所の健康づくりの実態やニーズ等を把握し、出前講座や出前健診等既存事業の職域への利用拡大に努めながら、協議会において働き盛りの健康課題として抽出された「肥満対策」「がん検診の推進」等に取り組んでいく。
6	健康普及啓発事業	○★	・生活習慣病(がん・糖尿病等)の発症予防・重症化予防の推進	市民	・健康教育(各種講演会・イベント) ・健康相談 ・訪問指導等	計画どおり	1,946	S29		引き続き、関係団体と連携・協力しながら、生活習慣病の発症予防や重症化予防を図るための各種講演会や普及キャンペーンの実施など市民への普及啓発に取り組んでいく。 新たに、市民の健康づくりや生活習慣の改善を図るため、身近な場所において運動に取り組むきっかけとなるよう、運動を中心とした健康づくりを支援し、地域での普及啓発を図る。
7	がん検診	○★	・生活習慣病(がん・糖尿病等)の発症予防・重症化予防の推進	市のがん検診以外でがん検診を受ける機会のない40歳以上の市民(子宮がん検診:20歳以上の女性市民、乳がん検診:30歳以上の女性市民、前立腺がん検診:50歳以上の男性市民)	がん検診の受診	計画どおり	774,984	S38	独自性 先駆的	引き続き、働く世代や子育て世代への受診促進のため、早期健診や託児付き検診を実施するとともに、市民に身近な会場での集団健診の日程の拡大や新規受診者の拡大に向けた健康づくり推進員や企業等との連携による健診PR応援事業を実施していく。また、受診促進には繰り返しの受診勧奨が効果的なことから、未受診者に対するコール・リコール等による受診勧奨を継続して実施していく。 新たに、市民のライフスタイルに応じた利便性の高い予約受付体制を構築するため、集団健診の予約受付についてインターネットによる24時間受付や、専用ダイヤルによるコールセンターを平成27年度に整備していく。
8	特定健康診査等事業【再掲】	○	・特定健康診査・特定保健指導の推進	40歳から74歳の国民健康保険被保険者	・特定健康診査・特定保健指導の実施	計画どおり	173,959	H20		被保険者の健康の保持増進と中長期的な医療費の適正化を図るため、身近な地域における健診機会の拡充や、「健診PR応援事業」のほか、「健診サポート事業」による訪問保健指導の実施などの各種取組を展開していく。 特定健康診査・特定保健指導ともに受診率の目標値達成に向け、今後は、利便性の高い健診予約システムの構築など、受診しやすい環境整備や、ヘモグロビンA1c検査の必須化により健診項目の充実を図るほか、「健診サポート事業」の指導対象範囲の拡大等により、引き続き受診率の向上を図っていく。
9	健康診査	○	・生活習慣病(がん・糖尿病等)の発症予防・重症化予防の推進	40歳以上の市民で、生活保護受給者及び年度途中の保険切り替えにより特定健康診査等を受ける機会のない者	健康診査の受診	計画どおり	74,216	H20		健康診査受診者への事後指導の充実のため、生活習慣病のリスクのある対象者の把握や生活指導の実施方法について関係課等と検討する。

10	後期高齢者健康診査事業		・生活習慣病(がん・糖尿病等)の発症予防・重症化予防の推進	後期高齢者医療制度加入者	健康診査の受診	計画どおり	87,223	H20	生活習慣病の発症予防や重症予防を図るためには、健診から医療につなげることが重要であることから、引き続き、特定健康診査で実施しているクレアチニン検査を、後期高齢者健康診査でも実施し、腎機能低下者への受診勧奨を行っている。 また、本市の肺炎による死亡者数の9割が75歳以上の高齢者であることを踏まえ、口腔機能低下や誤嚥性肺炎の予防につなげるため、平成27年度から新たに前年度75歳の後期高齢者に対し、歯科健診を導入していく。
11	骨粗しょう症検診		・生活習慣病(がん・糖尿病等)の発症予防・重症化予防の推進	満40・45・50・55・60・65・70歳の女性の市民	骨粗しょう症検診の受診	計画どおり	8,491	H8	今後高齢化が進行する中、高齢者の転倒による骨折の原因となりやすい骨粗しょう症を予防を図るため、引き続き、検診の周知徹底や受診機会の増加を図る。
12	肝炎ウイルス検診		・生活習慣病(がん・糖尿病等)の発症予防・重症化予防の推進	(1)40歳以上の市民(ただし、過去に肝炎ウイルス検診の受診歴がある市民及び今後、医療保険各法等で受診する予定のある市民は除く。) (2)当該年度の特定健康診査等で肝機能検査の数値に異常がみられた市民(ただし、速やかに医療機関での受診を勧奨する。)	肝炎ウイルス検診の受診	計画どおり	22,521	H14	ウイルス性肝炎の早期発見・早期治療のため、引き続き、検診の重要性を周知しながら、対象者が無料で受診できる「肝炎ウイルス検診個別受診勧奨事業」を活用し、受診勧奨に努めていく。
13	歯科健診		・生活習慣病(がん・糖尿病等)の発症予防・重症化予防の推進	満30・35・40・45・50・55・60・65・70歳の市民	歯科健診の受診	計画どおり	16,224	H11	40歳において既に進行した歯周病に罹患している人の割合が全国平均と比較して高いことから、平成26年度に歯科健診の対象年齢を30歳・35歳に拡大したところであり、引き続き、歯周病の知識と健診の必要性について市民の周知啓発に努めていく。
14	歯の衛生推進事業		・生活習慣病(がん・糖尿病等)の発症予防・重症化予防の推進	市民	・高齢者よい歯の表彰式 ・歯と口の健康週間イベント	計画どおり	811	H3	引き続き、市民の口腔衛生に対する意識の高揚と啓発を図るため、歯科医師会と連携を図りながら事業を実施していく。 また、より効果的なイベントの実施内容、実施方法、周知方法の見直しを行いながら、乳幼児から高齢者まで幅広い年齢層に啓発できるように努めていく。
15	訪問歯科診療推進事業		・生活習慣病(がん・糖尿病等)の発症予防・重症化予防の推進	・歯科医院に通院が困難な市民、訪問歯科診療に携わる歯科医師・歯科衛生士	・講習会 ・周知リーフレットの配布	計画どおり	432	H26	要介護者等の歯科医院通院が困難な市民に対し自宅等での診療等を可能とするため、平成26年度から開始した保健・医療・福祉の専門職間の連携強化や口腔ケアのスキルアップに向けた歯科医師・歯科衛生士・介護福祉士・ケアマネージャーなどを対象とした講習会と、訪問歯科診療実施施設情報の市民や関係機関等への周知を今後も引き続き実施していく。
16	被爆者健康診断		・生活習慣病(がん・糖尿病等)の発症予防・重症化予防の推進	原子爆弾被爆者の援護に関する法律に基づき原子爆弾被害者	健康診断(定期健康診断(一般検査:年2回)、希望による健康診断(一般検査・がん検診)、精密検査の実施)	計画どおり	610	H8	被爆者の健康保持・増進のため、対象者に対して、受診率の向上に向けた取り組みを検討しながら実施していく。
17	自殺予防・こころの健康づくり対策事業	○★	・総合的な自殺予防・こころの健康づくり対策の推進	市民	・調査研究(救急病院における自殺企図対応状況調査) ・人材養成事業(ゲートキーパー研修会) ・普及啓発活動(自殺対策講演会・キャンペーン・広報紙への記事掲載等) ・相談窓口の連携・強化 ・関係団体との連携 ・うつ病教室の開催	計画どおり	5,718	H19	平成25年の自殺者数は102人と平成10年以降、依然として100人前後で推移しており、第2次健康うつのみや21で掲げた平成28年の自殺死亡率(人口10万人あたり)17.8(90人)の目標達成に向けて、県自殺対策強化交付金を活用し、若者を対象としたゲートキーパーの人材育成の強化や自殺未遂者支援の充実にも努めるほか、いのちの電話や弁護士等、関係機関・団体との連携強化を図り、引き続き、総合的な自殺対策を推進していく。 また、平成26年度に作成・配布した「自死遺族支援のためのマニュアル」の効果的な活用を図るため、平成27年度に関係者への説明会を実施していく。
18	こころの健康づくり講座及び広報紙掲載		・総合的な自殺予防・こころの健康づくり対策の推進	市民	広報紙掲載、精神科医師等が精神保健に関するテーマで執筆し、広報紙に掲載する(4回/年)。講座の開催、広報紙に執筆した医師等が、同じテーマで講座を開催し、より具体的に知識の普及・啓発を行う(4回/年)	計画どおり	366	H8	市民のニーズや社会問題となっているテーマと、これに適した講師の選定等を行い、内容の充実を図りながら継続していく。
19	アルコールに関する健康教育		・総合的な自殺予防・こころの健康づくり対策の推進	小中学生とその保護者	・小中学校の児童生徒を対象に出前講座として、希望する学校で健康教育を実施 ・家庭でも保護者と一緒に話し合えるようリーフレットを配布。	計画どおり	196	H16	アルコールに関する正しい知識の普及・啓発のため、小・中学校におけるアルコールに関する健康教育を実施していく。また、保護者にも未成年者の飲酒の危険性を認識してもらうことで、未成年者の飲酒防止の効果も期待できると考えられることから、未成年者の教育に加えて、保護者等周りの大人に対しても継続して正しい知識の普及・啓発を実施していく。
20	アルコール関連相談事業		・総合的な自殺予防・こころの健康づくり対策の推進	アルコール等の嗜癖問題で悩んだり、生きづらさを感じている市民	・こころの健康を考える会 1回/月 ・宇都宮断酒会への委託事業(相談・普及啓発活動)	計画どおり	100	H12	アルコールに関する問題への取り組みは、幅広い世代に継続的な活動を要するため、相談窓口の設置やミーティングの実施等による長期的な支援が必要である。このことから、酒害者の救済と社会復帰に向けて、当該事業を継続して実施していく。

21	事例検討会		・総合的な自殺予防・こころの健康づくり対策の推進	処遇困難な事例等を抱える援助者	・各関係機関が集まり、情報交換を含めた援助計画の検討(処遇困難な事例が生じた時に開催)を実施する。 ・精神科医師をアドバイザーとして招き、適切な助言をもらう。	計画どおり		H8		精神症状の多様化と社会環境の変化等による処遇困難な事例や、複数の関係機関が関わるケースの増加等に対応すべく、関係機関との連携を強化しながら継続していく。
22	精神障がい者家族支援事業		・総合的な自殺予防・こころの健康づくり対策の推進	精神障がい者を抱える家族	・宇都宮精神保健福祉会へ委託事業による普及啓発活動・相談業務、家族会の開催 ・精神保健家族教室の開催	計画どおり	265	H8		精神障がい者の家族が基本的な知識や精神障がい者への対応方法などを学び、家族同士の交流を図っていくための支援活動を継続していく。
23	エイズ予防啓発普及推進事業		・感染症対策の推進	全市民(特に、中学・高校生及び20～30代の若者)	①学校におけるエイズ予防教育の実施、②世界エイズデー関連事業の実施、③常設エイズコーナーの設置、④市広報誌による定期的記事掲載、⑤その他関連図書・啓発ビデオ・パネル等教育教材の貸出、パンフレットの提供	計画どおり	524	H8		次世代を担う若い世代に対し、いのちの大切さやエイズを含む性行為感染症などの正しい知識の啓発を行うことで、適切な性の意志決定や行動選択ができる能力を養い、また、エイズ等への偏見や差別をなくすことを目的として、エイズ予防教育を実施する学校と連携を図り、性の発達段階に応じた内容を提供していく。
24	結核患者登録管理		・感染症対策の推進	結核患者とその家族	保健師が訪問等を行い、結核患者およびその家族等に対する生活指導および服薬・受診勧奨を実施する。	計画どおり	174	H8		結核の蔓延防止を図るためには、結核患者の早期発見や、治療完了のための保健指導が重要であることから、法に基づく活動を効率的・効果的に実施していく必要がある。ついては、今後も地域との連携を図りながら、結核患者の早期発見のための登録管理や、入院初期及び地域拠点の訪問指導を継続していく。
25	結核対策特別促進事業		・感染症対策の推進	治療が必要な全結核患者	結核のまん延と多剤耐性結核の発生を未然に防止するため、結核患者に確実に抗結核薬を服用させる直接服薬確認(DOTS)事業を実施する。	計画どおり	207	H19		結核の蔓延を防止するため、適切な服薬支援を実施していく必要があることから、結核患者及び患者を取り巻く様々な立場や職種の関係者が連携し、患者の規則的な服薬が継続できるように、治療の開始から終了まで一貫した支援を実施していく。また、患者の状況に応じた支援が実施できるよう、看護師による訪問指導の充実と薬局DOTSの拡大を図っていく。
26	幼児インフルエンザ予防接種費補助事業		・感染症対策の推進	市内に住民登録のある1歳以上2歳未満の者	医療機関で実施するインフルエンザ予防接種費用のうち1回当たり1,000円(上限2回)を助成する。	計画どおり	6,336 (4月15日現在)	H17		当該事業が、保護者の感染症に対する予防行動の動機付けや、子育て支援の一助となるよう、広報紙などを通じて適切な時期に周知しながら継続して実施していく。
27	市外予防接種受診者補助事業		・感染症対策の推進	宇都宮市に住民登録のある者で、法定の予防接種を委託医療機関以外の市外の医療機関で接種せざるを得ないもの	申請に基づき、予防接種に係る費用の一部又は全部を助成する。	計画どおり	4,876 (4月15日現在)	H14		市民の受益の公平性、予防接種の接種率の向上の観点を踏まえながら、継続して実施していく。また、平成25年4月1日から、「栃木県内定期予防接種の相互乗り入れ事業」が開始となり、県内と県外で扱いが変わったことから、引き続き市民へ周知していく。
28	私立学校・社会福祉施設定期健康診断補助金		・感染症対策の推進	市内の私立学校等(専修学校及び各種学校を含み、修学年限が1年未満のものを除く。)	私立学校等が実施する定期健康診断の実施費に対し、補助基準額の2/3を補助する。(補助基準単価は、結核定期外健康診断国庫補助基準単価を準用)	計画どおり	2,237	H8		結核の蔓延防止を図るため、補助申請のない団体における健診実施状況を把握し、実施率及び受診率が低い団体には、本事業の活用を勧奨していく。また、近年、結核患者数の減少に伴い、結核への意識が低下していることから、結核に対する意識の高揚を図りながら継続して実施していく。
29	結核患者接触者健診事務費		・感染症対策の推進	結核患者本人、家族、接触者	保健所および委託医療機関(5医療機関、1健診機関)において、胸部エックス線検査、QFT検査、ツベルクリン反応検査、その他必要な検査を実施する。	計画どおり	3,998	H8		結核の蔓延防止を図るためには、結核患者の早期発見や、治療完了のための保健指導が重要であることから、法に基づく活動を効率的・効果的に実施していく必要がある。ついては、今後も地域との連携を図りながら、結核患者の早期発見のための登録管理や、入院初期及び地域拠点の訪問指導を継続していく。
30	予防接種運営費		・感染症対策の推進	乳幼児(0歳～7歳6か月)児童・生徒(9歳～高校1年生相当)65歳以上の高齢者及び60歳～64歳の身体障害者手帳1級程度の者	予防接種法に基づき下記の定期予防接種を委託医療機関において個別接種。 ・ヒブ、小児用肺炎球菌、四種混合、三種混合、不活化ポリオ、二種混合、BCG、麻しん風しん混合、麻しん、風しん、日本脳炎、子宮頸がん、インフルエンザ(高齢者)	計画どおり	1,320,249 (4月15日現在)	S24		感染症患者が発生しない市域の実現に向けて、定期予防接種対象者全員が接種できるよう事業を継続する。「麻しん排除計画」に基づき、接種率95%以上を達成し維持するために、第2期対象者への個別通知及び幼稚園・保育園を通して積極的勧奨を行う。また、厚生労働省の通知に基づき、日本脳炎の特例措置対象者等への接種勧奨を実施していく。
31	エイズ・性感染症等検査相談事業		・感染症対策の推進	感染の可能性があり、心配又は不安を持っている人	広報紙等による周知に応じて来所した相談者に対して、検査・相談を実施する。	計画どおり	2,678	H8		全国的にHIV感染者、エイズ患者数は増加の一途をたどっていることから、より一層検査を周知するとともに、受検しやすい検査・相談体制を整備し、受検者に対して感染予防に関する知識の普及啓発を継続して実施する。これにより感染者の早期発見・治療や2次感染の防止を図っていく。
32	難病患者支援事業		・難病対策の推進	難病患者及びその家族	医師、理学療法士、栄養士等を講師として、疾患ごとに相談会(医療生活相談会、個別相談会)を実施	計画どおり	194	H8		平成27年1月「難病の患者に対する医療等に関する法律」の施行に伴う対象疾患数の拡大等に的確に対応するため、医療生活相談会については、これまでの疾患別から疾患群ごとに見直し、実施回数拡充を図っていく。また、国から保健所中心に地域全体で難病患者を支援する必要性が示されたことから、難病対策地域協議会の設置に向け、検討を行うとともに、難病支援を行う専門保健師の育成や難病対策に携わる地区の保健師等の資質の向上を図っていく。

33	風しん予防対策事業	・感染症対策の推進	次のいずれかに該当する方 ①妊娠を希望する女性 ②①の配偶者などの同居者 ③風しんの抗体価が低い妊婦の配偶者などの同居者 ただし、過去に風しんの抗体検査を受けたことがある方、明らかに風しんの予防接種歴がある方若しくは検査で確定診断を受けた風しんの既往歴がある方は除く。	風しん抗体検査及び相談を実施する。	計画どおり	844	H26	妊婦を希望する市民等が風しんに関する正しい知識を持ち、自ら風しん抗体の有無の状況を認識する機会を提供し、必要に応じて相談や保健指導等を実施することにより、感染に対する不安の軽減を図るとともに、抗体陰性者については予防接種の勧奨を行い、先天性風しん症候群の発症を予防していく。また、休日検査(日曜日)を年4回実施し、受検機会の拡大を図っていく。
34	風しん予防接種費補助金	・感染症対策の推進	風しん抗体検査の結果、抗体価の低い者	申請に基づき、予防接種に係る費用の一部又は全部を助成する。	計画どおり	324 (4月15日現在)	H26	風しんの妊婦等への感染を抑制し、先天性風しん症候群の発生防止を図るため、風しんの抗体価が低い者に対し、予防接種に要する費用の一部補助を実施していく。

4 今後の施策の取組方針

課題		今後の方向性
<p>◆食育の実践の推進については、以下の平成26年度に実施した第2次食育推進計画の中間評価を踏まえた取り組みを行う必要がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・肥満増加やメタボリックシンドロームの予防・改善に取り組む人が減少しているため、青年期のメタボリックシンドローム予防など生活習慣病予防の取組を強化する必要がある。 ・高校生の食育の関心度が低いことや若い女性にやせが多いため、高校生等の若い世代の食育の関心度向上に関する啓発に取り組む必要がある。 ・子どもから大人まで「よく噛んで食べる」人が少ない状況にあるため、子どもの頃からよく噛んで食べる習慣の定着に取り組む必要がある。 <p>◆地域の健康づくり実践活動の推進については、世論調査の結果において、健康を意識した身体活動・運動に取り組む条件として「何かをやりながらできるなど普段の生活に取り入れられる」、「移動や準備の手間など時間がかからない」という回答が多いことから、地域社会全体で支え合いながら市民の健康づくりをより一層支援するため、身近な場所での運動習慣の定着や、日常的に取り組みやすい運動メニューの作成、職場における健康づくりの機運醸成に取り組む必要がある。</p> <p>◆生活習慣病の発症予防・重症化予防の推進については、発症を予防するため、市民に対し健診の重要性の認識など市民の意識向上を図るための普及啓発と情報提供を実施するとともに、市民が受診しやすい体制づくりを進めていくことが必要である。</p> <p>また、重症化予防のために、受診結果に基づく医療機関受診への勧奨を進めていく必要がある。</p> <p>◆総合的な自殺対策・こころの健康づくり対策の推進については、本市における自殺者数は、平成10年に年間100人を超えて以降、依然として高い状況で推移しており、第2次健康うつのみや21で設定した自殺死亡率(10万人あたり)17.8(約90人)の目標に向け、自殺者数の減少を図るため、効果的な自殺対策を継続して取り組んでいく必要がある。</p>	<p>〈施策全般〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆市民の主体的な健康づくりを支援するため、家庭、学校、地域、企業、行政等が一体となって、地域社会全体で健康づくりに取り組む環境を整備する。 <p>〈主要事業〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆食育の実践の推進 <ul style="list-style-type: none"> 引き続き、出前講座やヘルシーメニューの普及啓発等を実施するとともに、事業所等との連携による青年期のメタボリックシンドローム予防や、高校・大学との連携による高校生等の若い世代の食育の関心度向上の取組を強化していく。また、子どもの頃から継続した食育実践を支援するため、母子保健事業との連携による意識啓発を図る。 ◆地域の健康づくり実践活動の推進 <ul style="list-style-type: none"> 引き続き、健康づくり推進員を育成・支援していくとともに、ウォーキングマップや健康遊具の活用、新たに作成する運動メニューの普及などを通して地域での普及啓発を図る。また、地域・職域連携推進協議会を通して、事業所の健康づくりの現状やニーズ等を把握し、より効果的な連携事業の実施に取り組むなど、地域保健と職域保健の一層の連携強化を図る。 ◆生活習慣病の発症予防・重症化予防の推進 <ul style="list-style-type: none"> 引き続き、関係団体と連携・協力しながら、各種講演会や普及キャンペーンの実施など市民への普及啓発に取り組むとともに、託児付き健診等の実施等受診しやすい健診体制の充実、健康づくり推進員や企業と連携した「健診PR応援事業」による普及啓発の強化、「健診サポート事業」やコール・リコール等の受診勧奨の強化により、健康診査やがん検診の受診率向上を図る。また、受診結果に基づき医療機関への受診勧奨も強化していく。 新たに、集団健診の予約受付についてインターネットによる24時間受付やコールセンターを設置し、市民のライフスタイルに応じた利便性の高い予約受付体制を整備していく。 ◆総合的な自殺予防・こころの健康づくり対策の推進 <ul style="list-style-type: none"> 引き続き、関係機関・団体等との連携強化を図り、自殺未遂者の再発の企図を防ぐため、医療機関や相談窓口につながるためのマニュアル等を作成するなど、自殺未遂者支援の充実を図る。また、死因の第一位が自殺となっている若者の自殺者数を減らすため、教育委員会と連携のもと、引き続き、教職員向けゲートキーパー研修会を開催するとともに、自殺予防DVDの効果的な活用を促進していくなど、若者支援の充実を図る。 <p>〈その他個別事業〉</p>	